

議 第 240 号

平成29年11月22日提出

くまもと森都心プラザ条例の一部改正について

くまもと森都心プラザ条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

くまもと森都心プラザ条例の一部を改正する条例

くまもと森都心プラザ条例（平成22年条例第120号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第4号」を「第3号」に、「第6号」を「第5号」に改める。

第4条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第18条中「(第4条第4号に掲げる事業を除く。)」を削る。

第19条第2項第4号中「第3号まで及び第5号」を「第4号まで」に改める。

第21条第3号中「(第4号を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提出理由）

くまもと森都心プラザにおける住民票の交付その他の窓口事務に係る事業を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。